



令和8年1月28日
航空局安全部
航空安全推進室

日本トランസオーシｬン航空株式会社に対する厳重注意について

日本トランസオーシｬン航空株式会社において、整備業務に係る不適切な行為が認められました。国土交通省航空局は本日付で同社に対して別添のとおり厳重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和8年2月27日までに報告するよう指示しました。

1. 事案の概要

令和7年11月5日から7日に同社宮古基地及び那覇基地の随時立入監査を実施したところ、複数の整備士が関わる作業や勤務交代で作業を引き継ぐ際に作成しなければならない整備記録が作成されていない事実が確認されました。航空局の指示により、同社において自社保有機の過去2年間の記録を確認した結果、同種事例が170件あることが報告※されました。また、本来作成すべき記録が未作成のまま整備作業後の航空法に規定された確認が行われていました。

これらは、航空法で認可を受けた業務規程及び整備規程に違反する行為であるとともに、複数の整備士が繰り返し違反行為を行っていた事実も確認されたことから、悪質性が認められます。

※：航空日誌の記載内容の確認などにより、機体の健全性に問題がなかったことを確認済。

また、航空会社における不適切な整備事案が相次いたことを受け、令和6年12月に航空局から各社に対し、航空機・装備品の適切な整備の徹底のため、関係法令及び規程類等の確実な理解の確保について注意喚起を行ったが、同社において上記事実の発見や是正がされなかったことから、内部監査や安全管理の方法に不備があると考えられ、同社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められます。

したがって、本日付で同社に対して別添のとおり厳重注意を行い、再発防止策を検討の上、令和8年2月27日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

2. 添付資料

日本トランസオーシｬン航空株式会社に対する厳重注意の文書

《問い合わせ先》

航空局安全部航空安全推進室 松村、原

TEL（代表）：03-5253-8111（内線：50145、50163） 直通：03-5253-8732